

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：下水道事業特別会計

事業名	公共下水道事業、特定環境保全公共下水道（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和35年11月29日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	柏市	職員数（H23. 4. 1現在）	46
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上（年度）		
	計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成23年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本金	126円（21年度）	財政力指数	1.016（21年度）
資金不足比率（健全化法）（%）	—（21年度）	財政力指数（臨財債振替前）	0.956（21年度）
経常収支比率（%）	96.6（21年度）	実質公債費比率（%）	11.5（21年度）
		将来負担比率（%）	110.3（21年度）

注1 資本金については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

- 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
 該当なし

〔合併期日：平成17年3月28日 合併前市町村：柏市・沼南町〕
 沼南町都市建設部下水道課を柏市下水道部に統合した。
 平成23年4月1日現在の職員数は46人で合併当初より14人減である。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	柏市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成23年度～平成27年度
計画策定責任者	柏市長 秋山浩保
既存計画との関係	柏市行政経営方針（柏市第四次行政改革大綱）（平成23～27年度）
公表の方法等	市ホームページに記載
基本方針	適正な料金水準に向けた料金改定の実施及び維持管理経費の削減による収益的収支の大幅な黒字化を達成し、建設改良費等資本的収支の不足分を補い、段階的に経営の健全化に向けて計画していくものとする。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分	旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計	
					うち年利7%以上
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				
	補償金免除額				
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額		849,586.5		849,586.5
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に（ ）書きで記入すること。

6 平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成23年度末残高)		合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名	年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成23年度末残高)		合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	下水道事業（公共下水）	849,586.5			849,586.5
合 計 (A)					849,586.5
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名	年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成23年度9月期残高)		合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成23年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>事業開始以来整備が順調に進み、平成22年度末の汚水普及率は約88%に達し、県内でも上位にランクされる水準となっており、使用料収入面においても維持管理費の全部と資本費の約6割を賄える状況となっている。</p> <p>一方、過去の急激な整備促進のために借り入れた市債の元利償還金が、単年度における歳出総額の5割前後を占め、経営上の柔軟性を失っている。</p> <p>また、今後においても未整備地区の汚水管きょ整備や、昨今のゲリラ豪雨に対する浸水防除のために雨水管を整備していく必要があることから、建設投資も削減できない状況である。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 料金水準の適正化</p> <p>定期的に見直し（改定）を実施しているが、適正水準まで一気に引き上げた場合の使用者の急激な負担増を避けるため、段階を踏んだ改定としている。</p> <p>課 題 ② 地方公営企業法の導入</p> <p>経営状況のより正確な把握のため、平成26年度から地方公営企業法を導入する（一部適用）。</p> <p>これに伴い、平成25年度に下水道部局の組織改編を検討しており、より適切な定員管理を行っていく。</p> <p>課 題 ③ 改築更新費の増大</p> <p>当市下水道事業は開始から50年が経過しており、今後耐用年数を超過する施設が増加するため、改築更新費が増大していくことが見込まれる。</p> <p>課 題 ④ 維持管理費の節減</p> <p>汚水処理に係る経費については、流域下水道へ接続済のため、具体的な削減方法の確立が難しい。</p> <p>課 題 ⑤ 未利用地の売却</p> <p>単独処理場の跡地を売却する予定である。</p> <p>課 題 ⑥ 資本投下の抑制</p> <p>近年は、歳出総額における公債費比率が高いため、下水道施設の建設に係る新たな市債の発行を極力避け、今後の元利償還金の増加を抑制していく。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円、％）

年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		（計画前5年度）	（計画前4年度）	（計画前3年度）	（計画前々年度）	（計画前年度）	（計画初年度）	（計画第2年度）	（計画第3年度）	（計画第4年度）	（計画第5年度）
区 分		（ 決 算 ）	（ 決 算 ）	（ 決 算 ）	（ 決 算 ）	（ 決 算 見 込 ）					
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	6,075	7,646	7,680	7,638	7,668	7,768	7,906	7,936	8,002	8,148
	(1) 営 業 収 益 (B)	5,595	5,760	5,758	5,845	5,891	5,959	6,102	6,126	6,194	6,341
	ア 料 金 収 入	5,230	5,410	5,393	5,455	5,524	5,585	5,725	5,754	5,820	5,966
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	365	350	365	390	367	374	377	372	374	375
	(2) 営 業 外 収 益	480	1,886	1,922	1,793	1,777	1,809	1,804	1,810	1,808	1,807
	ア 他 会 計 繰 入 金	480	1,886	1,922	1,793	1,777	1,809	1,804	1,810	1,808	1,807
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 総 費 用 (D)	5,803	5,546	5,346	4,951	4,399	4,762	4,784	4,851	4,919	4,991
	(1) 営 業 費 用 (E)	3,328	3,204	3,348	3,164	2,904	3,338	3,472	3,611	3,755	3,905
	ア 職 員 給 与 費	216	209	193	185	162	167	171	167	168	168
	ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他	3,112	2,995	3,155	2,979	2,742	3,171	3,301	3,444	3,587	3,737
	(2) 営 業 外 費 用 (F)	2,475	2,342	1,998	1,787	1,495	1,424	1,312	1,240	1,164	1,086
ア 支 払 利 息	297	944	839	711	449	428	394	372	349	326	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	2,178	1,398	1,159	1,076	1,046	996	918	868	815	760	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	272	2,100	2,334	2,687	3,269	3,006	3,122	3,085	3,083	3,157	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	5,188	6,602	7,566	6,772	3,590	5,092	3,185	3,184	3,184	2,984
	(1) 地 方 債	711	3,535	4,555	4,605	1,093	2,411	1,100	1,100	1,100	1,100
	資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 他 会 計 補 助 金	3,255	1,664	1,563	1,368	1,356	1,217	1,019	1,018	1,018	818
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国（都道府県）補助金	441	692	657	516	584	898	500	500	500	500
	(6) 工 事 負 担 金	436	695	778	252	541	562	562	562	562	562
	(7) そ の 他	345	16	13	31	16	4	4	4	4	4
	2 資 本 的 支 出 (G)	5,439	8,734	9,983	9,808	6,471	8,141	6,274	6,234	6,124	6,160
	(1) 建 設 改 良 費	1,887	2,539	2,428	2,227	2,464	3,381	2,416	2,445	2,360	2,407
	ウ ち 職 員 給 与 費	254	268	228	234	211	219	221	217	219	219
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	3,544	6,191	7,552	7,579	4,004	4,759	3,857	3,788	3,763	3,752
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	8	4	3	2	3	1	1	1	1	1	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-251	-2,132	-2,417	-3,036	-2,881	-3,049	-3,089	-3,050	-2,940	-3,176	

(単位:百万円, %)

区 分	年 度									
	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	21	-32	-83	-349	388	-43	33	35	143	-19
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	1,103	1,123	1,092	1,009	660	1,048	1,005	1,038	1,073	1,216
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,123	1,092	1,009	660	1,048	1,005	1,038	1,073	1,216	1,197
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	207	40	107	84	108					
実 質 収 支										
黒 字 (P)	916	1,052	902	576	940	1,005	1,038	1,073	1,216	1,197
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	65	65	60	61	91	82	92	92	92	93
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	5,595	5,760	5,758	5,845	5,891	5,959	6,102	6,126	6,194	6,341
地方財政法による資金不足の比率 (R)/(S) × 100										
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)										
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)										
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	5,595	5,760	5,758	5,845	5,891	5,959	6,102	6,126	6,194	6,341
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	67,170	64,514	61,517	58,543	55,632	53,285	50,528	47,840	45,177	42,525

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	845	2,236	2,010	2,183	2,144	2,183	2,181	2,182	2,182	2,182
うち基準内繰入金	834	2,224	1,999	2,168	2,129	2,168	2,166	2,167	2,167	2,167
うち基準外繰入金	11	12	11	15	15	15	15	15	15	15
資 本 的 収 支 分	3,255	1,664	1,840	1,367	1,356	1,217	1,019	1,018	1,018	818
うち基準内繰入金	503	434	400	375	393	468	379	372	370	369
うち基準外繰入金	2,752	1,230	1,440	992	963	749	640	646	648	449
合 計	4,100	3,900	3,850	3,550	3,500	3,400	3,200	3,200	3,200	3,000

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成18年度 (計画前5年度) (決算)	平成19年度 (計画前4年度) (決算)	平成20年度 (計画前3年度) (決算)	平成21年度 (計画前々年度) (決算)	平成22年度 (計画前年度) (決算見込)	平成23年度 (計画初年度)	平成24年度 (計画第2年度)	平成25年度 (計画第3年度)	平成26年度 (計画第4年度)	平成27年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
料金回収率※ (%)	66	89	96	90	94	92	95	96	96	98
資本費 (円又は%)	133	123	117	126	123	132	109	105	102	99
総収支比率(法適用) (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経常収支比率(法適用) (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
営業収支比率(法適用) (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	65	86	94	87	91	90	92	92	92	93
繰入金比率	収益的収入分 (%)	8	25	25	23	23	23	23	23	22
	うち基準内繰入金 (%)	99	99	99	99	99	99	99	99	99
	うち基準外繰入金 (%)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	資本的収入分 (%)	63	25	21	20	38	24	32	32	27
	うち基準内繰入金 (%)	15	26	22	27	29	38	37	37	45
	うち基準外繰入金 (%)	85	74	78	73	71	62	63	63	55

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>現行の使用料設定は、市町村合併により一市二制度となっていた使用料体系を一元化し、低い方を高い方に引き上げることで資本費参入率54.9%を見込み、平均4%の改定を実施し、施行している。</p> <p>今後については、累進度（現行使用料体系で4.47）の是正、集中浄化槽地区の公共下水道接続（約1,500世帯）、及び新規汚水管きよの整備による有収水量の増加に伴う使用料収入の増加を見込んでいる。また、今後も3年に1度の使用料改定を実施していく。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>基準外繰入金は、3年に1度の使用料改定に併せて、使用料の増収分を削減していく見込み。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>資産売却の予定あり（平成23年度）。これまで当該施設の維持管理に要していた費用が不用となるため、1,700万円程度の維持管理費の減が見込まれる。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	II の課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し	2, 4, 5	当該項目に係るそれぞれの状況については、以下各項目に示すとおりである。
○ 定員管理		下水道事業に係る職員数については、平成17年度の60人に対して平成23年度には46人となっており、人件費の削減の大きな要因となっている。ここまで大幅な人員削減に取り組んできたこともあり、また今後の改築更新事業の本格化、地方公営企業法の適用なども考慮し、今後は常時適正な定員管理を目指しつつも、現状の執行体制を基本としていく。
○ 給与のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・近年の適正化実績 給与構造改革の実施、地域手当など諸手当の見直し、退職手当制度の見直しなど ・今後の適正化予定 地域手当の見直しなど
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・給与構造改革を実施済(平成19年4月から実施済み) 給料水準の引き下げ(行一△5%)、査定昇給の一部導入、管理職手当の定額化などを実施済み ・地域手当を見直す(できる限り早期の実施を目指す) 現行8%→6%へ
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		(非該当)
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		(非該当)
◇ 福利厚生事業のあり方		(非該当)
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	2, 4, 5	<p>II 財務状況の分析「課題④」で示したとおり、本市の下水道は全て流域下水道に接続済みのため、処理費用を維持管理負担金として県に支出しているが、その額が維持管理経費の7割近くを占めていることから、歳出面の大きな負担となっている。当該経費については、削減の主体が県であるため、費用縮小が困難な状況である。</p> <p>一方、「課題⑤」で触れたとおり、市で所有している処理場跡地の売却に伴い、施設の維持管理に係る費用の削減が見込まれる。</p> <p>また、経営の効率化については、「課題②」で示したとおり、平成26年度に地方公営企業法を導入し(一部適用)、一層の経営健全化を目指して行く。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		民間委託については、導入可能性を検討の上、積極的な導入を図っているところ。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	1	料金設定については使用料対象経費の全額を回収できてはいないものの、近隣市等と比較して料金水準が著しく劣っているわけではない。今後も料金改定において使用者の負担増や累進度の是正を考慮しながら、段階的に適正な使用料体系を目指していく。（平成24年度の改定では、3%程度の改定を目指して検討中である。）
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	2	Ⅱ財務状況の分析「課題②」で示したとおり、平成26年度の地方公営企業法の適用に向けて準備を進めている。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	2	ホームページにより予算書、決算書及び財政状況の公開を行っている。また、毎年度事業年報を作成し、紙媒体による配布及びホームページでの公開を行っている。 また、平成26年度より、地方公営企業法の財務規則を適用し、経営健全化や情報公開を更に促進していく。
○ 行政評価の導入		事務事業の取組状況について「事務事業シート」（自己評価結果）を公表している。
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	経常経費のうち人件費については、平成17年度から平成22年度の間14人の人員整理を行ったことで、相当程度の削減を達成している。今後については、組織改編等を視野に入れ、より適切な職員配置に努める。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	平成23年度に未利用地の売却を予定しており、これによる施設の維持管理費の減が見込まれる。また、平成26年度から地方公営企業法を適用し、一層の経営健全化を目指す。料金適正化については、使用者の負担増や累進度の是正を考慮しながら、段階的に適正な使用料体系を目指していく。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	平成19年度から21年度にかけて地方債の借換を行った結果、公債費の利息分の削減を行っている。一方で収入面については、使用料体系を段階的に見直していくことで、自主財源の割合を徐々に増加させ、赤字補填的な基準外繰入金を段階的に縮減していく。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画前年度)	(延長計画初年度)	(延長計画第2年度)	(延長計画第3年度)		(延長計画第4年度)
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	325,227	331,716	342,524	350,257	355,092	352,537			355,775	359,014	362,252	365,490	
		A 増減		6,489	17,297	25,030	29,865	27,310	105,991	683	3,922	7,160	10,398	22,163	
		水洗便所設置済人口(人)	322,125	299,861	305,074	313,063	324,127	329,870			334,241	329,413	331,175	331,609	
		B 増減		-22,264	-17,051	-9,062	2,002	7,745	-38,630	10,114	5,286	7,048	7,482	29,930	
	②	C 増減	99	90	89	89	91	94			94	92	91	91	
		有収水量(m ³)	37,306,095	38,034,423	38,769,590	38,366,894	39,229,117	39,595,537			39,993,347	40,394,019	40,790,200	41,196,380	
		D 増減		728,328	1,463,495	1,060,799	1,923,022	2,289,442	7,465,086	764,230	1,164,902	1,561,083	1,967,263	5,457,478	
		E 増減	140	142	139	142	141	141			143	142	143	145	
	③	使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量)	140	142	139	142	141	141			143	142	143	145	
		F 増減	6			4	1	1	4	2	2	2	4	10	
		料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)	6			4	1	1	4	2	2	2	4	10	
		G 増減	95	95	95	96	95	95			95	95	95	95	
④	H 増減	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0		
	管理運営費(千円)	9,347,755	8,845,518	8,886,186	8,772,787	8,401,951	8,671,187			8,640,376	8,638,851	8,682,023	8,743,450		
	I 増減	29	-502,237	-461,569	-574,968	-945,804	-676,568	-3,161,146	238,425	236,900	280,072	341,499	1,096,896		
	J 増減	212	160	145	158	149	153			150	149	148	148		
⑤	K 増減	79	77	78	76	69	66			64	62	60	58		
	L 増減		-2	-1	-3	-11	-13	-31	-8	-7	-9	-11	-31		
	M 増減	66	89	96	90	94	92			95	96	96	98		
	使用料回収率(%) (E/K×100)	66	89	96	90	94	92			95	96	96	98		
⑥	累積欠損金比率(%) (実績値)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	延長計画の目標値														
	企業債現在高(百万円)	67,170	65,009	62,626	60,319	57,962	55,798								
	延長計画の目標値		64,514	61,517	58,543	55,632	53,285			50,528	47,840	45,177	42,525		

(単位:千円(百万円))

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入	5,229	5,411	5,392	5,527	5,813	5,900						
			改善効果額		182	163	298	584	671	1,898				
経営の効率化	管理運営費	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	470	477	420	419	411	398						
		改善効果額		-502	-462	-575	-108	-103	-1,750					
		⑤職員給与費の適正化		7	-50	-51	-59	-72	-225					
		維持管理費(上記以外)の適正化		-509	-412	-524	-49	-31	-1,525					
⑥(十倉二終末処理場の廃止)	改善効果額				130	130	130	390						
	改善効果額				130	130	130	390						
当初計画改善効果額 合計									538					
<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									829					

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

(単位:千円(百万円))

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入					5,524	5,585		5,725	5,754	5,820	5,966		
		改善効果額							61		201	230	296	442	1,230
		①有収水量の増加									89	117	183	212	662
		②使用料の適正化									112	113	113	230	568
	③収納率の向上														
	その他④()														
	改善効果額														
	経営の効率化	管理運営費						8,402	8,671		8,640	8,639	8,682	8,743	
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの						372	386		392	383	387	388	
		改善効果額							269		238	237	280	341	1,365
⑤職員給与費の適正化										20	11	15	16	76	
維持管理費(上記以外)の適正化()															
その他⑥(十倉二終末処理場跡地の売却)											-17	-17	-17	-17	
改善効果額										-17	-17	-17	-68		

注1 計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

- 「収入の確保」その他④の例: 未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)
- 「経営の効率化」その他⑥の例: 建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。なお、記入にあたっては、枠外右上部の表示単位を○印で囲むこと。)
- 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
- 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口…………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口…………… 10表01行12列
- ・有収水量…………… 10表01行52列
- ・管理運営費…………… 32表02行13列
- ・汚水処理原価…………… (32表02行14列) / (有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費)…………… (32表01行44列) / (有収水量)
- ・使用料収入
 法適用事業 = 20表01行03列
 法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
 法適用事業 = (21表01行06列) + (23表01行18列) - (21表01行44列)
 法非適用事業 = (26表01行14列) + (26表01行35列) - (26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額」C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。))。

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方 市町合併による料金格差を平成21年度に是正した。今後については、集中浄化槽地区の公共下水道への接続、汚水管新設に伴う接続率の増加等の増収要因を含め、使用者の急激な負担増へ配慮しつつ、使用料回収率100%を目指して段階的に改定を行っていく。なお、次回の改定は平成24年度を予定している。
- 民間委託の取組状況
- その他に記入された項目に関する取組等

延長計画改善効果額 合計 A	2,595
延長期間が2年の場合に加算する改善効果額 B	0
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C	0
A + B + C	2,595
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	0